

マイナンバーカードで手間いらず！

ぴったりサービスが始まります



ぴったりサービス



市では、4月1日からぴったりサービスで電子申請の利用ができるようになりました。

●ぴったりサービスとは

マイナポータルサービス検索や電子申請機能を利用し、手続きをオンラインで行えるサービスです。これまで市役所に来庁し、紙で提出していた各種申請が、マイナンバーカードを使って電子申請することができるようになります。

詳細は、マイナポータルを確認ください。

マイナポータル



マイナポータルとは

国が運営する行政手続きのオンライン窓口です。ぴったりサービスのほか、行政機関などが保有する自分の情報の確認や、行政機関の間でやりとりされた自分の情報を確認することができます。

●利用できる手続き

	キーワード	手続き名称	問い合わせ先
子育て関連の15手続き	児童手当	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	こども家庭課 (☎ 37-2204)
		児童手当等の額の改定の請求及び届出	
		児童手当の氏名変更 / 住所変更等の届出	
		児童手当の受給事由消滅の届出	
		未支払の児童手当等の請求	
		児童手当等に係る寄付の申出	
		児童手当に係る寄付変更等の申出	
		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	
		児童手当等の現況届	
児童扶養手当	児童扶養手当の現況届	子育て世代包括支援センター (☎ 26-9422)	
保育	保育施設等の利用申込		
	保育施設等の現況届		
	支給認定の申請		
妊娠	妊娠の届出	高齢福祉課 (☎ 37-3065)	
資格	被保険者証の再交付申請		
	介護給付		介護保険負担割合証の再交付申請
			居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修前・後）
利用者の負担軽減	高額介護（予防）サービス費の支給申請		
	介護保険負担限度額認定申請		
要介護認定・要支援認定	要介護・要支援認定の申請		
	要介護・要支援更新認定の申請		
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請		
その他	住所移転後の要介護・要支援認定申請		
	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出		

●手続きの流れ

「児童手当等の現況届」を例に、スマートフォン（スマホ）からの入力画面と手続きの流れを説明します。

①右記の「マイナポータル」のQRコードを読み込む、またはスマホの「マイナポータル」アプリを開く。
※ QRコード読み込みの場合、③へ。

②「手続の検索・電子申請」へ進む。

③「市町村を選択」で、福島県相馬市を選択する。

④申請したい内容に合わせて、「カテゴリ」や「キーワード」を指定して検索します。
※「児童手当等の現況届」の場合、カテゴリでは「子育て」にチェックを、キーワードでは「児童手当」と検索ください。

⑤検索結果一覧から、「児童手当等の現況届」の「詳しく見る」を選択し、「申請する」を選択します。

⑥申請者情報の入力や添付書類の登録を行います。

▽マイナンバーカードを使用すれば、電話番号など一部の項目を除き、自動入力できます。

▽添付書類は、スマホのカメラで撮影した画像をアップロードすることも可能です。

⑦電子署名を行い、送信し、手続き完了！

児童手当等の現況届
マイナンバーカード必須 電子申請可
受付期間 毎年06月01日～毎年07月01日
現況届は、前年の所得や家族状況などを確認し、受給資格を更新するための届出です。児童手当を受けている人が継続して手当を受給する場合には、毎年6月に養育状況などを市区町村に届出してください。
詳しく見る

step1 申請者情報入力
申請者の情報を入力してください
iPhoneの場合、「コンテンツプロテクター」がオンになっていると、以下の「郵便番号」が入力できません。iPhoneの設定でオフにしてください。
(設定→Safari→コンテンツプロテクター→オフ)
マイナンバーカードを使って、自動入力ができます。
 マイナンバーカードで自動入力

児童との親子関係を明らかにする書類、継続申立書
① 詳しい説明
別途原本の提出が必要
ファイルを追加
離婚協議中であることが分かる書類、継続申立書
① 詳しい説明
別途原本の提出が必要
ファイルを追加

福島県相馬市
児童手当等の現況届 (完了率: 100%)
申請完了
申請を正しく受け付けました

注目!



ぴったりサービスの電子申請で、「いつでも」「どこからでも」パソコンやスマホで必要な手続きの申請ができますので、マイナンバーカードを取得し、ぜひ利用ください。

●問い合わせ先 情報政策課 (☎ 37-2258)